

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	危険物物質の類の変更	
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号：03-5253-7524
評価実施時期	平成21年12月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 消防法上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の安全確保のためには、火災危険性を有するおそれのある物質について、物質の性状や生産流通の実態等を早期に把握し、必要に応じて消防法上の危険物として規制をする必要がある。 今回、火災危険性(自己反応性)を有する物質であることが確認された2物質について、消防法上の第5類の危険物として追加し、改正に伴い、所有者等に課されることとなる義務について、一定の経過措置を設ける。</p> <p>【内容】 現在、第4類の危険物とされている次の2物質を第5類の危険物として変更する。 (1) 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン (2) 4-メチレン-2-オキサタン これに伴い、当該2物質を取り扱う施設について、第5類の危険物を取り扱う施設として次のとおり市町村長等から新たに許可を受けなければならない場合がある。</p> <p>① 危険物を取り扱う施設としての技術上の基準を満たし、新たに許可を受ける必要がある施設(非危険物施設→危険物施設) ② より厳しい技術上の基準に適合する必要がある施設(危険物施設→技術上の基準が強化された危険物施設) なお、新たな基準への適合性を確保するためには大規模な工事を要するなど、所有者等に相当の負担を発生させることとなるものについては、保安の確保の観点から必要な最低限の措置(代替措置)を講じれば当該基準を適用しないこととする経過措置を設ける。この経過措置では、既存の施設について、当座は①の対応によることになり、②は施設全体の建替え時に規制がかかることとなる。なお、一般的に経過措置期間中の施設の安全性の確保については、消防機関の見回り・指導等により対応される。</p> <p>【必要性】 上記の2物質が自己反応性物質である第5類の危険性の性状を有していることが確認されたため。 「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」(平成21年2月)</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第36条の4、別表第1第5類の項第10号 ・危険物の規制に関する政令第1条第3項 ・危険物の規制に関する規則第39条第1項
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>遵守に要する費用として考えられるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、最も現実的な想定として、各施設は代替措置をとるものとして試算した。 ・各費用の積算は、新しく義務付けられる技術上の基準をこれまで全く満たしていないケースについて行っており、施設の態様によっては必要な費用は試算より少なくなると考えられる。 <p>○1施設あたり改修に要する費用 (費用は各施設により異なるが、ここでは本件危険物物質を取り扱っている数の多い一般取扱所を想定) 非危険物施設→危険物施設 …約1,200万円</p> <p>(参考)全国ベースでの費用(本件危険物物質を取扱う全施設、全国約167件) …約6億8500万円</p> <p>※ これらの費用とは別に、類の変更に伴い、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める設置許可申請の費用(手数料2~4万円程度)がかかる。</p>	
(行政費用)	<p>各施設において設置許可に係る費用が発生する。</p> <p>※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</p>	

	(その他の社会的費用)特になし
規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>第5類の事故の場合、平成12年に発生した、当時第5類危険物の指定を受けていなかった物質(ヒドロキシルアミン)の爆発事故では、死傷者62人、建物全半壊・一部破壊、その他約10億5千万円の損害が生じた。今回の措置により、危険物の性質に即した規制が課されることで、このような災害が発生した場合に生命身体の危険防止の他、財産の損害(上記例だと10億円程度)の拡大が最小限に抑えられると考えられる。</p> <p>また、危険物の性質に応じた災害の発生及び又は被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されるものと考えられる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回、1-アリルオキシ-2-3-エポキシプロパン等を危険物第4類から第5類に変更することで、これらの火災による被害の拡大を防止することができる。すると、規制の便益として、何者にも代え難い国民の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減される。また、たとえ災害が起きても災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減され、かつ、施設の休業等による当該物質の流通の停止を最小限に抑えることができ、社会的混乱を防止することができると考えられる。</p> <p>さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは人命確保や財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等が危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである上に、代替措置を設けており、安全性を損なわない範囲で技術上の基準適合にかかる費用は、被害金額を考慮した便益との関係で適切なものと考えられる。</p> <p>以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては、合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。</p>
有識者の見解その他関連事項	「危険物等の危険性に関する調査検討会」(座長:田村昌三横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授(当時))
レビューを行う時期又は条件	規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。
備考	